

資料1

26.10.17 第107回市町村職員を  
対象とするセミナー

# 生活困窮者自立支援制度の 体制整備について

# **1. 施行準備の進捗状況と 体制整備について**

# 生活困窮者自立支援法に関する施行準備進捗状況調査について

## 1 調査概要

【対象】 全国の福祉事務所設置自治体(市町村、都道府県) 901自治体

【目的】 法の施行準備状況を把握し、その結果を各福祉事務所設置自治体へ提供することにより、施行に向けた取組の推進に資することを目的とする。

【方法】 平成26年度の偶数月(4、6、8、10、12、2月に実施)。(市町村分の回答については、都道府県が取りまとめ)

【内容】 「生活困窮者自立支援制度の構築に向けたポイント」(ver.1)で示した、5つの検討課題(法の趣旨の理解、庁内体制の構築、実施方法の検討、関係機関との連携体制の確保、協議の場の設定)に関する項目(都道府県に対しては、加えて、市区町村を対象とした会議の開催等の項目)を設定。

## 2 調査結果のポイント【第3回 平成26年8月分】

回答自治体数 901【回答率 100パーセント】

- 前回と比べると、それぞれの項目で取組は進んでいるが、年度当初から取り組むべきと考えられる取組についても、未だに達成されていない項目がある。今後、自治体において予算協議などが本格化する時期であり、早急に取組を進める必要がある。
- 項目別に見たポイントは以下のとおり。
  - ・ 首長への説明の実施について、前回と比べ1割程度割合が上昇した(市町村54%(都道府県60%))。
  - ・ 担当部署の決定については、都道府県では、すでに100%に達しているが、市区町村では80%(前回調査71%)となっており、未決定の自治体においては、早急に決定する必要がある。
  - ・ 庁内の関係部署への説明会等の実施が市町村36%(都道府県60%)、庁内の関係部署との連絡会等を設けている市町村は23%(都道府県42%)となっており、庁内連携は全体的にはまだ具体的なものとなっていない状況がうかがえる。
  - ・ 関係機関との連携体制の確保については、早期に行われるべき関係機関のリスト化がなされておらず(市町村84%(都道府県58%))、取組を進める必要がある。

### 【都道府県のみ回答】

- ・ 国の全国会議及び研修の開催後に会議を開催した都道府県68%、会議においてモデル事業の経過報告を行うなど、事例の共有を図っている都道府県70%にとどまっている。引き続き、管内市町村の支援をお願いしたい。

# 平成26年8月度施行準備進捗状況調査結果（都道府県版）

都道府県福祉事務所設置自治体数		45
		達成自治体 達成割合
<b>1 法の趣旨の理解</b>		
<b>(1) 庁内での制度理解</b>		
① 庁内で法についての勉強会等は開催されたか	31	69%
② 庁内の関係部署への説明会等を実施したか	27	60%
③ ②の際に、法の理念(意義、目標、支援の具体的すがた)の共有を図ったか	27	60%
④ ②の際に、法の対象者像について共有したか	25	56%
⑤ ②の際に、支援決定や支援調整会議への参画、地域づくりなど行政の役割について確認したか	23	51%
<b>(2) 首長等への制度説明</b>		
① 首長に制度を説明したか	27	60%
② ①に準ずる自治体幹部に制度を説明したか	42	93%
<b>2 庁内体制の構築等</b>		
<b>(1) 庁内体制の構築</b>		
① 新制度の担当部署は決定したか。	45	100%
② ①の決定に当たっては福祉部局のみならず、全庁的に検討されたか	16	36%
③ 庁内の関係部署との連絡会等が設けられているか	19	42%
④ 対象者把握のための庁内情報の共有方策、自立相談支援事業に紹介するルールが設定されているか	6	13%
<b>3 実施方法の検討</b>		
<b>(1) 施行準備スケジュール作成</b>		
① 法施行に必要な準備事項について検討したか	40	89%
② 法施行に向けてのスケジュールを作成したか	34	76%

<b>(2) 自立相談支援事業の実施</b>		
① 直営か委託かは決まったか	28	62%
② (委託の場合)委託先の候補として念頭に置いているものがあるか	25	56%
③ (委託先がある程度決められている場合)行政と委託先との役割分担について調整は行われているか	14	31%
④ 設置する場所は決まったか(庁舎内、委託先法人内など)	14	31%
⑤ 自立相談支援機関の運営の手引きは確認したか	39	87%
⑥ 全国統一で使用する帳票は確認したか	41	91%
⑦ 支援調整会議のメンバーは検討されたか	22	49%
⑧ 「自立相談支援事業従事者養成研修テキスト」は確認したか	35	78%
<b>(3) 任意事業</b>		
① 就労準備支援事業のガイドラインは確認したか	42	93%
② 家計相談支援事業の運営の手引きは確認したか	40	89%
<b>(4) 予算編成</b>		
① 地域の実情を踏まえた制度の全体計画を作成したか	6	13%
② 事業費の積算を行ったか	18	40%
<b>(5) 各事業の実施準備</b>		
① 各事業の実施要綱を策定したか	9	20%
② 各事業の契約準備を行ったか	7	16%
③ 支援調整会議の実施要綱等を策定したか	9	20%
④ パンフレット、チラシ等の広報資料を作成したか	10	22%
⑤ その他事業に必要な様式(関係機関との情報共有のための連絡票など)を作成したか	4	9%

<b>4 関係機関との連携体制の確保</b>		
<b>(1) 庁外の関係機関等への説明</b>		
① 庁外の関係機関への説明会等を実施したか	32	71%
② 住民に対する説明会を実施したか	3	7%
<b>(2) 関係機関との連携体制の確保</b>		
① 連携が必要と考えられる関係機関の名簿を作成したか	19	42%
② 早期発見のための関係機関との情報共有、紹介の仕組みはあるか	7	16%
③ ハローワーク、福祉事務所との連絡会等は設けられているか	18	40%
④ 就労訓練事業(中間的就労)の場はあるか	8	18%
⑤ 就労準備支援事業の運営や一般就労への支援に協力する企業・法人は開拓されているか	6	13%
<b>5 協議の場の設定</b>		
<b>(1) 協議の場の設定</b>		
① 関係機関等で構成する協議会等の設立の準備を行っているか	17	38%
② 関係機関等で構成する協議会等を開催したか	10	22%
<b>6 市区町村担当者会議等の開催（全都道府県回答項目：回答数＝47）</b>		
① 市区町村を対象とした担当者会議等を実施したか	44	94%
② ①について複数回実施したか	35	74%
③ 国の全国会議及び研修の開催後に会議を開催したか	32	68%
④ 会議においては、モデル事業の経過報告を行うなど、事例の共有を図っているか	33	70%
<b>7 福祉事務所管内の町村への制度周知・啓発</b>		
① 町村の担当部署に対して制度を説明したか	39	87%
② 町村長等の首長や幹部に対して制度を説明したか	19	42%
③ 町村の庁内体制及び庁内情報の共有の仕組みは確認しているか。	13	29%

# 平成26年8月度施行準備進捗状況調査結果（市区町村版）

市町村福祉事務所設置自治体回答		856	
		達成自治体	達成割合
<b>1 法の趣旨の理解</b>			
<b>(1) 庁内での制度理解</b>			
① 庁内で法についての勉強会等は開催されたか	330		39%
② 庁内の関係部署への説明会等を実施したか	307		36%
③ ②の際に、法の理念（意義、目標、支援の具体的すがた）の共有を図ったか	277		32%
④ ②の際に、法の対象者像について共有したか	266		31%
⑤ ②の際に、支援決定や支援調整会議への参画、地域づくりなど行政の役割について確認したか	191		22%
<b>(2) 首長等への制度説明</b>			
① 首長に制度を説明したか	458		54%
② ①に準ずる自治体幹部に制度を説明したか	554		65%
<b>2 庁内体制の構築等</b>			
<b>(1) 庁内体制の構築</b>			
① 新制度の担当部署は決定したか。	686		80%
② ①の決定に当たっては福祉部局のみならず、全庁的に検討されたか	265		31%
③ 庁内の関係部署との連絡会等が設けられているか	200		23%
④ 対象者把握のための庁内情報の共有方策、自立相談支援事業に紹介するルールが設定されているか	72		8%
<b>3 実施方法の検討</b>			
<b>(1) 施行準備スケジュール作成</b>			
① 法施行に必要な準備事項について検討したか	456		53%
② 法施行に向けてのスケジュールを作成したか	261		30%
<b>(2) 自立相談支援事業の実施</b>			
① 直営か委託かは決まったか	491		57%
② （委託の場合）委託先の候補として念頭に置いているものがあるか	410		48%
③ （委託先がある程度決められている場合）行政と委託先との役割分担について調整	179		21%
④ 設置する場所は決まったか（庁舎内、委託先法人内など）	327		38%
⑤ 自立相談支援機関の運営の手引きは確認したか	434		51%

⑥ 全国統一で使用する帳票は確認したか	396		46%
⑦ 支援調整会議のメンバーは検討されたか	202		24%
⑧ 「自立相談支援事業従事者養成研修テキスト」は確認したか	263		31%
<b>(3) 任意事業</b>			
① 就労準備支援事業のガイドラインは確認したか	371		43%
② 家計相談支援事業の運営の手引きは確認したか	396		46%
<b>(4) 予算編成</b>			
① 地域の実情を踏まえた制度の全体計画を作成したか	75		9%
② 事業費の積算を行ったか	208		24%
<b>(5) 各事業の実施準備</b>			
① 各事業の実施要綱を策定したか	45		5%
② 各事業の契約準備を行ったか	92		11%
③ 支援調整会議の実施要綱等を策定したか	51		6%
④ パンフレット、チラシ等の広報資料を作成したか	87		10%
⑤ その他事業に必要な様式（関係機関との情報共有のための連絡票など）を作成したか	48		6%
<b>4 関係機関との連携体制の確保</b>			
<b>(1) 庁外の関係機関等への説明</b>			
① 庁外の関係機関への説明会等を実施したか	138		16%
② 住民に対する説明会を実施したか	25		3%
<b>(2) 関係機関との連携体制の確保</b>			
① 連携が必要と考えられる関係機関の名簿を作成したか	133		16%
② 早期発見のための関係機関との情報共有、紹介の仕組みはあるか	84		10%
③ ハローワーク、福祉事務所との連絡会等は設けられているか	232		27%
④ 就労訓練事業（中間的就労）の場はあるか	58		7%
⑤ 就労準備支援事業の運営や一般就労への支援に協力する企業・法人は開拓されているか	60		7%
<b>5 協議の場の設定</b>			
<b>(1) 協議の場の設定</b>			
① 関係機関等で構成する協議会等の設立の準備を行っているか	127		15%
② 関係機関等で構成する協議会等を開催したか	47		5%



# 生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

## 1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

## 2. 制度のめざす目標

### (1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

### (2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

## 3. 新しい生活困窮者支援のかたち

- (1)包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
- (2)個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
- (3)早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
- (4)継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5)分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

## 検討課題 1 : 法の趣旨の理解

- ① 新制度の意義は、我が国の経済社会の構造的変化を踏まえ、生活保護手前の生活困窮者の自立支援を強化すること。
- ② 制度運営における目標は、ア) 生活困窮者の自立と尊厳の確保、イ) 生活困窮者支援を通じた地域づくり。
- ③ その具体的なすがた（特徴）は、ア) 包括的な支援、イ) 個別的な支援、ウ) 早期的な支援、エ) 継続的な支援、オ) 分権的・創造的な支援。
- ④ 対象者は、
  - ・ 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（学習支援事業を除き生活保護受給者以外の生活困窮者）
  - ・ その上で、上記理念に照らし、複合的な課題を抱える困窮者を幅広く受け止める。
- ⑤ また、制度についての理解を深めるため、各事業の手引きや「自立相談支援事業従事者養成研修テキスト」等（※）の内容を確認する。

- |     |   |   |  |
|-----|---|---|--|
| (※) | <input type="checkbox"/> 自立相談支援事業の手引き       | <input type="checkbox"/> 一時生活支援事業の運営の手引き            | <input type="checkbox"/> 自立相談支援事業従事者養成研修テキスト     |
|     | <input type="checkbox"/> 就労準備支援事業の運営に関する手引き | <input type="checkbox"/> 就労準備支援事業のモデル事業実施に関するガイドライン | <input type="checkbox"/> 帳票                      |
|     | <input type="checkbox"/> 家計相談支援事業の運営の手引き    | <input type="checkbox"/> 就労訓練事業のモデル事業実施に関するガイドライン   | <input type="checkbox"/> 新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集 |

## 検討課題2：庁内体制の構築

- ① 主管部局においては、関係部局（※）と緊密に連携することが必要であり、部局横断的な体制を設定。このため、自治体の長など幹部への制度説明を行うことが重要。また、庁内連携のため具体的な依頼をする前に、検討課題1に掲げた理念の共有なども有用。  
（※）連携が必要となる関係部局の例：福祉関係課（保護担当、地域福祉担当のほか、高齢福祉、障害福祉、児童福祉）、保健医療関係課、住宅関係課、商工関係課、教育委員会・教育関係課、税務課、保険・年金関係課、水道課、市民生活関係課、人権担当課
- ② 庁内連携には「発見」のための連携と「支援」のための連携が存在。対象者の早期把握のため、税・保険料や公共料金の担当等と連携し、気になる生活困窮者が自立相談支援事業につながるよう、ア) 対象者像とともに、新制度により各担当の取組も円滑化することを説明し、イ) 具体的な紹介ルールを設定。その際、個人情報取り扱いには留意する。
- ③ また、「支援」のための連携により、対象者の状態に合った包括的な支援を実現する。雇用や住宅、教育の担当など、まずは担当と支援メニューのリスト化、続いて手続や要件などの確認を行う。
- ④ 自立相談支援事業を委託方式で実施する場合には、民間の受託団体と庁内の各担当が連携できるよう、特に配慮。

### 【都道府県】

- （広域行政として）市町村の庁内連携が円滑に進むよう、都道府県内の好事例の提供などを行うことが望ましい。
- （実施主体として）早期発見等には、町村との連携が不可欠。こうした点について理解を得るため、幹部を含め町村に説明し、町村内での連携も確保いただく。

### 【町村】

- 対象者の早期発見や支援のためには、町村の役割も重要。庁内において、国民健康保険や年金の担当等と連携体制を構築するとともに、各町村における高齢者や障害者などに係る独自施策との連携も図る。



## 検討課題3：実施方法の検討

- ① まず、施行までのスケジュールと準備事項を確認。
- ② 各事業は、直営方式も委託方式も可能。地域の実情や当該自治体の体制整備に関する長期構想に応じて戦略的に検討。
- ③ 自立相談支援事業については、新しい相談窓口を創設することも可能なほか、福祉事務所、地域包括支援センター、障害相談支援事業所、消費者相談窓口等の機能拡大によることも考えられる。  
※ 既存相談窓口の機能拡大は、サービスの集約化により利用者の利便性に寄与。
- ④ 自立相談支援事業を委託する場合は、包括的な支援が可能であるか、就労に向けた支援が期待できるか（逆に支援内容が就労支援に偏らないか）、などに特に留意。
- ⑤ 本制度においては、ア) 適切なアセスメントに基づく支援プランの作成、イ) 支援調整会議による調整、ウ) 自治体による支援決定、が行われる。こうした、いわゆる支援プロセスを確認し、支援調整会議のあり方についても検討。
- ⑥ 対象者の状態に合わせた包括的・効果的な支援を行うためには、就労の場づくりなどの出口づくりが重要。例えば、モデル事業実施自治体の先行的な取組も参照し、地域の実情に合わせ、就労準備支援事業、家計相談支援事業等の任意事業の実施を積極的に検討。
- ⑦ 委託の場合であっても、いわゆる「丸投げ」とならないようにする。行政には支援決定や支援調整会議への参画が求められる点や、不足する社会資源の強化・開発には行政が主導的な役割を担う必要があることに留意。

## 検討課題4：関係機関との連携体制の確保

- ① 自立相談支援事業は、就労準備支援事業や家計相談支援事業などの法定事業のほか、法外のさまざまな制度・機関を上手に活用して、包括的な支援を展開。  
(自立相談支援事業がすべて抱え込むのではない。行政においては、生活困窮者自立支援制度と他の福祉雇用分野のさまざまな取組と政策協調を図ることが重要。)
  - ② 自立相談支援事業の運営機関、福祉事務所、ハローワークの3者は特に緊密に連携する体制を構築。
  - ③ このほか、例えば、学校や教育委員会、地域若者サポートステーション、引きこもり地域支援センター、社会福祉協議会、障害者相談支援事業所、地域包括支援センター、消費生活相談窓口、更生保護施設、商工会議所等、多岐にわたる関係機関との連携体制を構築。  
まずは、関係機関をリスト化し、加えて当該リストを一つひとつ着実に充実していく。
  - ④ この場合も、ア) 対象者の早期発見のための連携、イ) 対象者の状態に合った包括的な支援のための連携、という2つの視点から検討。
  - ⑤ 民生委員のほか、自治会、ボランティアといったインフォーマル部門やライフライン事業者なども、生活困窮者の発見や見守りには重要であり、ネットワークを構築。
  - ⑥ 住民説明のほか、関係機関とのネットワークを広げていくため、チラシやパンフレットなどの広報資料を作成し、関係機関に配布・説明する。
- ※ 以上の取組を進めるため、関係者が集まる協議の場を設定。その際、既存の協議会の活用も検討。このような「協議の場」が制度実施後には、支援調整会議として機能することも考えられる。

# 生活困窮者自立支援法の施行に向けたスケジュールモデル【4～9月】（イメージ）

※現時点のイメージであり、今後変更がありうるとともに、自治体により異なるものである。

事項		平成26年					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月
福祉 （市区町村設置 都道府県）	体制整備	<input type="checkbox"/> 庁内勉強会の開催、法の理念の確認・共有 <input type="checkbox"/> 首長（や準ずる幹部）への制度説明 <input type="checkbox"/> 担当部署決定	<input type="checkbox"/> 施行に必要な準備事項の確認、スケジュール作成	<input type="checkbox"/> 庁内での連絡会等の設置、開催		<input type="checkbox"/> 対象者把握のための庁内情報の共有方策、自立相談支援事業への紹介ルールの設定 <input type="checkbox"/> 連携が必要と考えられる関係機関のリスト化	<input type="checkbox"/> 庁外の関係機関への説明会等の実施
			<input type="checkbox"/> 自立相談支援機関の運営の手引き、支援の流れ、帳票の確認	<input type="checkbox"/> テキストの確認	<input type="checkbox"/> 実施方法（直営又は委託）の決定 <input type="checkbox"/> 窓口設置場所の決定 <input type="checkbox"/> 任意事業の実施の検討	<input type="checkbox"/> 行政と委託先との役割分担等の調整 <input type="checkbox"/> 就労準備支援事業、家計相談支援事業の手引きの確認	<input type="checkbox"/> 支援調整会議の実施要綱等の策定
	予算				<input type="checkbox"/> 予算要求の検討	<input type="checkbox"/> 予算説明用資料の作成 <input type="checkbox"/> （都道府県・市区町村）H27予算要求	
	施行細則、要綱、要領等						
都道府県 （広域自治体として）			<input type="checkbox"/> 県主催会議① <input type="checkbox"/> （国会議内容説明、取組状況の情報交換等）			<input type="checkbox"/> 県主催会議② <input type="checkbox"/> （事例発表・検討、モデル事業実施自治体の取組状況発表等）	
国		・モデル事業等連絡会議【4/24、25】 ・施行準備進捗状況調査、事業実施意向調査		・施行準備進捗状況調査、事業実施意向調査	・主任相談支援員研修（前期）	・H27予算概算要求 ・施行準備進捗状況調査、事業実施意向調査 ・主任相談支援員研修（後期）	・全国担当者会議①【9/26】 （政省令案、各種手引きの改定案、国庫負担基準の考え方、Q&A等の提示） ・相談支援員研修（前期）

# 生活困窮者自立支援法の施行に向けたスケジュールモデル【10～3月】（イメージ）

※現時点のイメージであり、今後変更がありうるとともに、自治体により異なるものである。

事項		平成26年			平成27年		
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
福祉 市区町村設置 都道府県	体制整備	<input type="checkbox"/> 早期発見のための関係機関との情報共有、紹介の仕組みの構築  <input type="checkbox"/> 関係機関等で構成する協議会等の設置、開催		<input type="checkbox"/> 就労準備支援事業、就労訓練事業や一般就労への支援に協力する企業・法人の開拓			
		<input type="checkbox"/> 一時生活支援事業の手引きの確認	<input type="checkbox"/> 契約方法決定	(入札・プロポーザルの場合) <input type="checkbox"/> 仕様書(案)作成 <input type="checkbox"/> 参考見積 <input type="checkbox"/> 広報資料の作成	<input type="checkbox"/> 広報資料の関係機関への配布	<input type="checkbox"/> 議案提出(当初予算計上)	<input type="checkbox"/> 本契約(4月1日)
	予算				<input type="checkbox"/> (都道府県)議会上程	<input type="checkbox"/> (市区町村)議会上程	
	施行細則、要綱、要領等				<input type="checkbox"/> 各事業の実施要綱・要領(案)作成	施行細則(案)作成 ※住居確保給付金の支給手続き、就労訓練事業の認定手続き等	<input type="checkbox"/> 市長説明・決裁
都道府県 (広域自治体として)		<input type="checkbox"/> 県主催会議③ (国会議内容説明、事例発表等)		<input type="checkbox"/> 県主催会議④ (研修会)	<input type="checkbox"/> 県主催会議⑤ (国会議内容説明、取組状況の情報交換等)	<input type="checkbox"/> 県主催会議⑥ (国会議内容説明、支援体制の確認等)	
国		・施行準備進捗状況調査、事業実施意向調査  ・相談支援員研修(後期)	・就労支援員研修(前期)	・H27予算内示  ・施行準備進捗状況調査、事業実施意向調査  ・就労支援員研修(後期)	・全国担当者会議②【1月上旬予定】(予算、政省令等について説明)  ・全国部局長会議  ・政省令告示の発出	・関係通知、各種手引き、事務処理マニュアルの発出  ・施行準備進捗状況調査、事業実施意向調査	・交付要綱 発出  ・全国課長会議

## 2. 生活困窮者に対する 就労支援について



# (1) 自治体における就労支援 体制の整備について

# 自治体における就労支援体制の整備について

## 1 基本的な考え方

- 法の制定により、今後、ハローワーク等との連携の下で、自治体が生活困窮者・生活保護受給者に対する就労支援を実施。
- 自治体においては、これまで必ずしも就労支援のノウハウを蓄積しているとは言いがたく、新たな就労支援体制を創造的に構築する必要がある。
- 今後、準備に当たっては、就労や自治体による就労支援の意義を十分理解した上で、4に掲げる支援体制の整備に向けたポイントを参考に取り組を着実に進めることが重要。

## 2 就労の意義

- 就労は、本人にとって、経済的な自立に資するのみならず、社会参加や自己実現、知識・技能の習得の機会を意味するものであり、ひいては地域社会の基盤強化にも寄与する。
- このことを踏まえれば、本人の自立を達成するため、就労が可能な者については、適切な就労支援を行うことが重要。

## 3 自治体による就労支援の意義

### (1) 福祉的な配慮とあわせて実施する就労支援

- 生活困窮者は、就労に関する意欲や能力の有無だけでなく、生活面や社会面に関する複合的な課題を抱えている。
- これまで、就労支援は、国(ハローワーク)が中心となって実施し、近年、福祉的配慮が必要な生活保護受給者等に対する就労支援についても一定の役割を果たしてきたが、新制度の施行に伴い、就労に向けた準備が整っていないなど、より福祉的配慮が必要な方々に対する支援を本格的に実施していくこととなったところ。これを踏まえれば、福祉制度において中心的な役割を担っている自治体の取組が不可欠。
- また、これにより、就労の準備段階から一貫した就労支援が可能となる。

## (2) きめ細やかな支援と出口の創出

- 地域の状況やニーズを把握し、地域ネットワークを有する自治体が就労支援を行うことにより、きめ細やかな支援を行うことができる。
- さらに、新制度の創設により「入口」となる相談窓口が整備されるが、支援に当たっては「出口」を意識することが重要であり、就労支援の強化が新制度が機能するカギとなる。同時に、就労の場の開拓は、「地域づくり」の一助となる。

## 4 支援体制の整備に向けたポイント

### (1) 包括的な支援体制の整備

- 生活困窮者はそれぞれに異なる複合的な課題を抱えているため、その状況に応じた包括的な支援をきめ細かく実施していく必要がある。
- そのための体制整備として、自立相談支援事業における就労支援体制の整備を行いつつ、就労準備支援事業に関する検討(※)や就労訓練事業者の開拓等を進める。

※ 地域に同様の事業がない場合は、積極的に実施を検討。なお、生活保護受給者との一体的実施が基本。

### (2) チームアプローチ体制の構築

- 生活困窮者支援においては、①共感的な姿勢で臨み自尊心の回復に努めること、②状況に応じたステップアップを意識すること、③本人の強みに着目した支援を行うことなどが重要。
- 自立相談支援事業においては、これらの点を十分に意識しながら、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員によるチームアプローチを行う。

### (3) ハローワーク等との連携

- 生活保護受給者等自立促進事業の十分な活用を図るとともに、当該事業を通じて構築されたハローワークとの連携体制の更なる強化を図る。これと併せ、地域若者サポートステーション、障害者就業・生活支援センター等のハローワーク以外の関係機関とも積極的に連携。

例) 新制度に関する共通理解の促進、役割分担の確認、それぞれが有する知識・経験・ノウハウの共有など。

#### (4)地域の企業等との関係づくり

- 生活困窮者に対する就労支援を進める上では、地域の雇用環境を把握しつつ、企業にアプローチし、一般就労、就労訓練事業、就労体験先を開拓することが不可欠。
- 例えば、自治体自らが無料職業紹介に取り組むことを通じて、企業との信頼関係を構築しつつ、これらの開拓に努める。
  - ※ なお、法においては、就労訓練事業の利用についてのあっせんが自立相談支援事業の業務として位置づけられており、職業安定法に基づく職業紹介の手続を行うことが必要。
- 就労支援においては、定着支援も重要となる。その意味でも、企業との継続的な信頼関係を築くことが重要。
- すなわち、重要なことは、「企業支援」の観点を持つこと。例えば、単に社会貢献として企業に生活困窮者の受入を要請するのではなく、自治体が地域企業の雇用状況を把握し、生活困窮者支援を通じて人材不足や雇用管理の改善等に関する企業のニーズに対応していくことが望まれる。
  - ※ 生活困窮者の中には、収入面の事情から、直ちに就労することを希望する者がいるが、取組を通じて信頼関係が構築された事業所の中で、こうした生活困窮者を緊急的に受け入れることが可能なところを複数確保しておくことは有益。
- これらと併せ、公園の清掃や商店街のイベントの準備など生活困窮者の就労・参加の場として活用したり、ボランティア団体との連携を図るなど、地域密着型の取組を進める。こうした取組は、地域の実情に応じ、様々なものが考えられる。

# 生活困窮者の状態に応じた就労支援(案)

対象者の状態	支援主体・事業	支援内容
1. 自主的な求職活動により就労が見込まれる者	ハローワークの一般職業紹介	一般的な職業相談・職業紹介 ※公共職業訓練、求職者支援制度も利用。
2. 就労に向けた準備が一定程度整っているが、個別の支援により就労が見込まれる者	生活保護受給者等就労自立促進事業 ※自立相談支援事業の就労支援員とハローワークの担当者によるチーム支援	(ハローワーク) 担当者制による、キャリアコンサルティング、職業相談・職業紹介、公的職業訓練による能力開発、個別求人開拓、就労後のフォローアップ 等  (自立相談支援事業の就労支援員) 対象者の選定、ハローワークへの支援要請等
3. 2の者と比較すると就労に向けた準備が不足しているが、ある程度時間をかけて個別の支援を行うことで就労が見込まれる者	自立相談支援事業の就労支援員	福祉面での支援とともに、担当者制による、キャリアコンサルティング、履歴書の作成指導、ハローワークへの同行訪問、個別求人開拓、面接対策、就労後のフォローアップ 等
4. 生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安がある、就労意欲が低いなどの理由で、就労に向けた準備が整っていない者	就労準備支援事業 ※自立相談支援事業の就労支援員が、ボランティア、就労体験などの場を提供することもあり得る (就労準備支援事業に比べ簡素・軽微なものを想定)	就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施
5. 就労への移行のため柔軟な働き方をする必要のある者	就労訓練事業 (中間的就労)	支援付きの就労・訓練の場の提供 ※自立相談支援事業の就労支援員は、就労訓練事業者の開拓を実施。

※ 自立相談支援事業の就労支援員は、上記のほか、利用者の状態の定期的・継続的な確認を行う。

また、就労意欲が希薄等の理由により就労準備支援事業の利用に至らない者に対する就労意欲の喚起、セミナーの開催等必要な就労支援を実施。



## (2) 就労訓練事業の認定基準(案) 等について

## 就労訓練事業の認定基準（案）

- 現在、都道府県知事等が就労訓練事業を認定する際の基準（省令）について検討しているところ。その際、一般就労に向けた適正な支援が行われることを確保するため、以下の要件を設けることについて更に検討することとしている。
- 今後、自治体等の関係者と協議しつつ、引き続き検討していく。

- 1 法人格を有すること
- 2 経営を維持・継続できる財務的基礎を有すること
- 3 次の措置に係る責任者を配置すること
  - ① 就労支援プログラムの作成
  - ② 対象者の就労状況の把握、相談、指導援助
  - ③ 自立相談支援機関との連絡調整
  - ④ その他、必要な支援措置の実施
- 4 対象者（非雇用型）の安全衛生について、労働基準法、労働安全衛生法に準じた取扱いをすること。
- 5 対象者（非雇用型）が災害を被った場合の補償について必要な措置を講じること。
- 6 事業の実施に関する情報公開について必要な措置を講じること
- 7 以上のほか、いわゆる「欠格条項」を規定。

（例）

- ・ 社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ・ 就労訓練事業に関する認定の取消を受けた者で、取消の日から起算して5年を経過しない者 等

# 生活保護受給者・生活困窮者の就労の促進に関する協議会の開催について

## 1 開催趣旨

- 昨年12月に改正・制定された生活保護法及び生活困窮者自立支援法により、今後、様々な形で生活保護受給者や生活困窮者に対する就労支援が強化されるが、これらが実効性を上げるためには、地域において、民間事業者の協力を欠かすことはできない。
- また、就労訓練事業、いわゆる中間的就労については、今後、その担い手を確保することが急務である。
- そこで、各自治体で来年度の制度施行に向けた準備が今後更に本格化する中で、民間事業者に制度への積極的な協力を要請するため、今般の協議会を開催した(8月21日に厚生労働省にて開催)。

## 2 参加者

### 【事業者団体(参加者)】

- ・全国社会福祉協議会(高井副会長)
- ・全国社会福祉法人経営者協議会(武居副会長)
- ・全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会(小田切副委員長)
- ・全国社会就労センター協議会(阿由葉会長)
- ・全国就労移行支援事業所連絡協議会(石原会長)
- ・全国救護施設協議会(大西会長)
- ・全国老人福祉施設協議会(石川会長)
- ・日本生活協同組合連合会(和田専務理事)
- ・ソーシャル・ビジネスネットワーク(町野専務理事・事務局長)

※当日参加していない団体とも今後、積極的に連携を図る。

### 【オブザーバー(参加者)】

- ・全国知事会
- ・指定都市市長会
- ・全国市長会 ※全国町村会は、所用により欠席。

### 【厚生労働省】※開催当時

- ・佐藤厚生労働副大臣
- ・社会・援護局長
- ・保護課長
- ・地域福祉課長
- ・生活困窮者自立支援室長
- ・消費生活協同組合業務室長
- ・福祉基盤課長
- ・職業安定局派遣・有期労働対策部企画課  
就労支援室長
- ・職業能力開発局能力開発課長

各団体から、就労訓練事業の利用の機会の提供を含め、生活困窮者に対する就労支援への積極的な参画について発言があった。